

栃木県スキー連盟役員選考委員会規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、本連盟運営規則第3条第2項及び役員候補者選出規程第5条に基づき、役員候補者の選考に関し、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、役員候補者の中から適任者を選考することを目的とする。

(委員会の構成及び数)

第2条 委員会は、本連盟運営規則第2条の3第2項に定める各ブロックの評議員各2名及び高体連の評議員1名をもって構成する。

2 必要に応じて3名以内の理事の出席を求めることができる。ただし、議決権は有さないものとする。

3 委員が役員候補者として選出された場合には、委員を辞任しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり委員会の決定した役員候補者を評議員会に推挙しなければならない。

(委員会の招集及び成立)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立するものとする。

3 委員の代理は認める。ただし、委員の代理は同一所属団体の評議員に限る。

(委員会の決議の省略)

第4条の1 委員会が、緊急又はやむを得ない事情により参集での開催が困難な場合は、委員は役員候補者の提案を受け、当該提案について委員の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、役員選考期間のみとする。

(候補者決定の方法)

第6条 委員会は、各役員候補者を選考するにあたり、各候補者間にあつて調整できない場合は、出席委員の過半数をもって決定する。

2 選出した候補者は、本人の同意を得て評議員会に推挙する。

(候補者選考の時期)

第7条 委員会は、役員改選期の評議員会が開催される2週間前までに開催し、5日前までに選考された候補者名を会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規則は、平成11年11月13日から施行する。
- 2 平成19年11月11日一部改正
- 3 平成22年11月 6日一部改正
- 4 令和3年7月10日一部改正